



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年1月16日火曜日 第475号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良事業の工事完了の届出.....（農地整備課）.....27  
 くるまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）.....27  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....（会計課）.....27  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（中予地方局環境保全課）.....27  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....29  
 道路の供用開始（県道美川松山線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）.....29

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）.....30  
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）.....30  
 政治団体の解散の届出.....（ " ）.....30  
 資金管理団体の指定の届出.....（ " ）.....31  
 資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）.....31  
 資金管理団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）.....31

## 告 示

### ○愛媛県告示第33号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年1月16日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	宇和島地区（宇和島市）	令和2年8月31日

### ○愛媛県告示第34号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くるまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁

獲可能量（令和5年12月愛媛県告示第1226号）を次のとおり変更した。

令和6年1月16日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前	変更後	
		愛媛県くるまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	1.8トン
		7月から9月まで	2.8トン	2.8トン
		10月から12月まで	8.9トン	11.0トン
		1月から3月まで	3.0トン	3.0トン
	総計	16.5トン	18.6トン	

### ○愛媛県告示第35号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第50号	松山市築山町7番1号	指定金融機関 伊予銀行新立支店	松山市築山町7番1号	令和6年1月31日
松第58号	松山市堀江町甲1637番地4	指定金融機関 伊予銀行堀江支店	松山市堀江町甲1637番地4	令和6年1月31日

### ○愛媛県告示第36号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。

以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年1月16日

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

代表取締役社長 大矢 光雄

2 工場の名称及び所在地

東レ株式会社愛媛工場

伊予郡松前町大字筒井1515番地

3 特定施設に関する事項

R-3設備(アクリロニトリル回収装置)

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第21号八 原料回収施設	
特定施設の能力	供給量1日当たり192トン	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	令和6年10月14日	
使用開始の予定年月日	令和6年12月19日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300,000 最大 300,000
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 191 最大 191	

備考 缶出液(汚水:水/ジメチルスルホキシド)は次工程(ジメチルスルホキシド回収装置)へ送液するため、系外への排出はなし。  
流出液(回収原料:アクリロニトリル)は全て再利用と委託処理を行う。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 西地区回収留出液排水処理設備1

設置年月日	平成18年9月15日
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理

処理施設の型式			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製及び鉄骨+A L C製		
処理施設の主要寸法	縦 15.7メートル 横 22.3メートル 高さ 8.75メートル		
処理施設の能力	1日当たり351立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式+活性炭吸着方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	通常 20.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 60.0	通常 49.0 最大 49.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
	通常 293 最大 351	通常 293 最大 351	通常 293 最大 351

(2) 西地区回収留出液排水処理設備2

設置年月日	平成27年1月10日
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型式	
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製及び鉄骨+A L C製
処理施設の主要寸法	縦 15.4メートル 横 23.6メートル 高さ 8.75メートル
処理施設の能力	1日当たり430立方メートル処理
汚水等の処理の方式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式+活性炭吸着方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	通常 20.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 70.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 374 最大 430	通常 374 最大 430	

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.0~8.7	最大	6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	10.2	最大	15.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	10	最大	21

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	5.6	最大	20.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.82	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	92.601	最大	127.239

(2) 第2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.0~8.6	最大	6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	4.1	最大	10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1	最大	5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	5.0	最大	20.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.61	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	18.480	最大	24.061

備考 この他に雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第37号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年1月16日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第31号 令和6年1月5日	伊予市米湊字西窪1052番、1054番、1062番、1063番、1064番、1065番2、1071番3、1054番地先水路	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡

○愛媛県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地620番から同町菅生1番耕地573番2まで	令和6年1月16日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年1月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
	代表者	会計責任者			
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	梶野 耕 佑	梶野 耕 佑	今治市別宮町八丁目4-52	衆議院議員	令和5年12月11日

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県四国中央市第五支部	石川 剛	高橋 真由美	四国中央市川滝町下山970	令和5年12月12日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第1号及び2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類 (第2号)	届出年月日
	代表者	会計責任者					
梶野こうすけ後援会	梶野 耕 佑	梶野 耕 佑	今治市別宮町八丁目4-52	衆議院議員	梶野 耕 佑	衆議院議員	令和5年12月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年1月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党愛媛県第2区支部連合	村上 要	会計責任者	村上 啓子	川野 征雄	令和5年12月12日
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	梶野 耕 佑	主たる事務所の所在地	新居浜市中西町8-55	今治市別宮町八丁目4-52	令和5年12月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
梶野こうすけ後援会	梶野 耕 佑	主たる事務所の所在地	新居浜市中西町8-55	今治市別宮町八丁目4-52	令和5年12月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年1月16日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県自動車整備支部	萩山 陽 右	令和5年12月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ミズノ玄太郎後援会	水野 玄太郎	令和4年12月31日

菅 良 二 後 援 会	菅 良 二	令和5年12月15日
黒 川 洋 介 後 援 会	黒 川 洋 介	令和5年12月21日

宇 野 浩 後 援 会	矢 野 元 昭	令和5年12月28日
-------------	---------	------------

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和6年1月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
梶 野 耕 佑	衆議院議員	梶野こうすけ後援会	今治市別宮町八丁目4 - 52	令和5年12月7日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年1月16日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
菅 良 二	菅 良 二 後 援 会	令和5年12月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和6年1月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
梶 野 耕 佑	梶野こうすけ後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市中西町8 - 55	今治市別宮町八丁目4 - 52	令和5年12月22日